

工事請負契約について

浦添西原線都市モノレール建設工事（浦西分岐器製作設置工）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 浦添西原線都市モノレール建設工事（浦西分岐器製作設置工）
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約金額 1,188,000,000円
- 4 契約の相手方 那覇市松山1丁目1番14号

株式会社日立製作所九州支社沖縄支店 支店長 奥野雄児

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

浦添西原線都市モノレール建設工事（浦西分岐器製作設置工）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。